

2025年2月17日

各位

会社名 GMOメディア株式会社  
代表者 代表取締役社長 森輝幸  
(コード番号 6180 東証グロース)  
問い合わせ先 常務取締役 石橋正剛  
管理部門 統括  
TEL 03-5456-2626

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月17日開催の取締役会において、2025年3月18日開催予定の第25期定時株主総会に、定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

(1)GMOインターネットグループは、GMOイズムに基づいて経営を実践し続けています。今後もGMOイズムを実践することで、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を想像し、社会と人々に貢献し、「すべての人にインターネット」を実現していくため、GMOインターネットグループの根幹であるGMOイズムを記載し、企業理念を明確にするものであります。

(2)監査機能とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図り、迅速な経営判断のもと機動的な会社運営を可能とすることで企業価値を向上させることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を行うため、定款の内容を変更するものであります。

(3)字句の修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条(商号) 省略	第1条(商号) 現行通り
第2条(GMOインターネットグループ創業の精神)	第2条(GMOイズム)
当社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神である「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営	当社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMOイズム」に基づき、インタ

資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。	インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。
2 省略	2 現行通り
第3条(目的)	第3条(目的)
当社は次の事業を営むことを目的とする。	現行通り
(1)～(4) 省略	(1)～(4) 現行通り
(5) 各種物品(食品、酒類、医薬品を含む)の企画、販売、輸出入およびこれらの仲介業	(5) 各種物品(食品、酒類、医薬品を含む <sub>。</sub> )の企画、販売、輸出入およびこれらの仲介業
(6)～(16) 省略	(6)～(16) 現行通り
第4条～第5条 省略	第4条～第5条 現行通り
第6条(機関)	第6条(機関)
当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	現行通り
(1) 取締役会	(1) 現行通り
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	削除
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第7条～第14条 省略	第7条～第14条 現行通り
第15条(招集権者および議長)	第15条(招集権者および議長)
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、 <u>予め</u> 取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、 <u>あらかじめ</u> 取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2 省略	2 現行通り
第16条～第19条 省略	第16条～第19条 現行通り
第20条(取締役の員数)	第20条(取締役の員数)

当社の取締役は、9名以内とする。	当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。
新設	<u>2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、3名以内とする。</u>
第 21 条(取締役の選任)	第 21 条(取締役の選任)
取締役は、株主総会の決議によって選任する。	取締役は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
2～3 省略	2～3 現行通り
新設	<u>4 当社は、会社法第 329 条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>
新設	<u>5 補欠の監査等委員の選任決議の定足数は、第 2 項の規定を準用する。</u>
新設	<u>6 補欠の監査等委員の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u>
第 22 条(取締役の任期)	第 22 条(取締役の任期)
取締役の任期は、 <u>就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	取締役の任期は、 <u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
新設	<u>2 前項の定めに関わらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
<u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	<u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第 23 条～第 24 条 省略	第 23 条～第 24 条 現行通り
第 25 条(取締役会の招集通知)	第 25 条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。	取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
第 26 条 省略	第 26 条 現行通り
第 27 条(取締役会の決議の省略)	第 27 条(取締役会の決議の省略)
当社は取締役(当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	当社は取締役(当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第 28 条(取締役会の議事録)	第 28 条(取締役会の議事録)
取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および <u>監査役</u> がこれに記名押印または電子署名する。	取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役に對してこれに記名押印または電子署名する。
第 29 条～第 30 条 省略	第 29 条～第 30 条 現行通り
第 31 条(取締役の報酬等)	第 31 条(取締役の報酬等)
取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u>
第 32 条 省略	第 32 条 現行通り
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
第 33 条( <u>監査役</u> の員数)	第 33 条( <u>監査等委員会</u> の招集通知)
当社の監査役は、3名以内とする。	<u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
第 34 条( <u>監査役</u> の選任)	削除
<u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	削除

2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	削除
3 <u>当社は、会社法第 329 条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>	削除
4 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</u>	削除
5 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u>	削除
第 35 条(監査役の任期)	削除
<u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	削除
2 <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	削除
第 36 条(常勤の監査役)	削除
<u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	削除
第 37 条(監査役会の招集通知)	削除
<u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u>	削除
第 38 条(監査役会の決議の方法)	第 34 条(監査等委員会の決議の方法)
<u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	<u>監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
第 39 条(監査役会の議事録)	第 35 条(監査等委員会の議事録)
<u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載</u>	<u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記</u>

または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第 40 条(監査役会規程)	第 36 条(監査等委員会規則)
監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第 41 条(監査役の報酬等)	削除
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	削除
第 42 条(監査役の責任免除)	削除
当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	削除
2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	削除
第 43 条(会計監査人の選任)	第 37 条(会計監査人の選任)省略
省略	現行通り
第 44 条(会計監査人の任期)	第 38 条(会計監査人の任期)
省略	現行通り
第 45 条(会計監査人の報酬等)	第 39 条(会計監査人の報酬等)
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 46 条(会計監査人の責任限定契約)	第 40 条(会計監査人の責任限定契約)
省略	現行通り
第 47 条(事業年度)	第 41 条(事業年度)

省略	現行通り
第 48 条(剰余金の配当等の決定機関)	第 42 条(剰余金の配当等の決定機関)
省略	現行通り
第 49 条(剰余金の配当の基準日)	第 43 条(剰余金の配当の基準日)
省略	現行通り
第 50 条(配当金の除斥期間)	第 44 条(配当金の除斥期間)
省略	現行通り
新設	(附則) 監査役の責任免除に関する経過措置
	<p>1 当社は、2024 年 12 月期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 2024 年 12 月期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条第 2 項の定めるところによる。</p>

### 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 3 月 18 日(火曜日)
定款変更の効力発生日	2025 年 3 月 18 日(火曜日)

以 上